

## 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より市農政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和5年11月17日付でいただきました件名の意見書に関しましては、今後の農政業務を運営していく上で、重要な案件と受け止め、担当部門と協議を行い、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1 農業経営の安定化に対する支援策について

##### ① 農業用資材等高騰に対する支援策

市は、国際情勢の著しい変動による肥料等の農業用資材、飼料や燃油等の高騰で農業経営に深刻な影響があることは認識しています。

これらの状況を踏まえ、市は、昨年度と同様に今年度も農業者の経営支援の一助とすべく国の交付金を活用し「農業者物価高騰支援事業」を緊急支援として実施したところです。

市といたしましては、財源確保の問題から市独自支援の継続並びに拡充は困難であると考えていますが、国などの動向を注視しながら必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えています。

##### ② 農業用施設に対する支援策

市は、近年度重なり発生した大規模地震や台風等の大雨により、不具合が生じた地域の農業用施設（水路等）を修繕してまいりました。

また、老朽化や小規模の災害により生じる不具合については、市内の多くの地区で多面的機能支払交付金を利用し、地元の負担なしで、修繕を実施しているところでもあります。

さらに、これまで同様用排水路の小規模修繕に対して、その費用の半分の補助を実施してまいります。

市といたしましては、新たな支援等については財源的に困難であると考えておりますが、多面的機能支払交付金事業に新たに取り組みたいと考えている地区があれば、事業実施に向けてサポートしてまいりたいと考えております。

##### ③ 相馬産米のPR活動の強化

平成23年に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が飛散し、福島県産の農産物の汚染が危惧されたことから、福島県では、平成24年

産米より全量全袋検査を実施し、相馬市においては、令和2年産米から、モニタリング検査に移行し、その安全性を確認し、周知してまいりました。

また、市は、令和3年度より浜の駅松川浦のイベントに合わせて、毎年相馬地方産の「天のつぶ」1袋(300g)を来場者800人に配布し、その味わい、安全性等を伝え、消費者に対する信頼感と魅力を高めるよう取り組んでいるところです。

さらに、市のホームページに、このイベントの様子や、放射線量のモニタリングの結果を掲載し、広く相馬の米の価値を高めるPR活動を実施しております。

市といたしましては、引き続き浜の駅松川浦での米の配布を実施するとともに、他のイベントで配布を行うことについても、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えています。

## 2 農業・農村の維持に対する支援策について

### ① 新規就農者に対する複合支援

新規就農者を増やすことは、農業政策の重要な柱であると理解しております。そのため、市は、貴農業委員会をはじめ、国や県、JAなど関係機関と連携しながら、新規の就農希望者に対し、生活資金となる経営開始資金や機械導入等について、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

また、福島県が事業主体となる新規就農者確保のためのフェアに参加するとともに、令和5年10月より市ホームページに新規就農者向けのページを掲載し、広く新規就農者の確保に取り組んでいるところです。

その一方で、意見書にもある「移住」に関する施策について、市は、令和5年2月に、「移住定住総合窓口」を設置したところです。今後は、この窓口と「職」と「住」を繋ぐことが出来るよう連携してまいりたいと考えています。

### ② 農業法人等の積極的な誘致策

市は、地域農業を支える担い手の確保において、企業の参入も重要な選択肢の一つと考えており、令和3年度より「福島イノベーション・コースト構想」の要件を充たした事業に対して設備投資に係る特別償却や固定資産税の市税優遇措置を設けているところです。

一方、意見書にある市外から参入する法人に対する誘致のための補助金については、現段階では、国や県の支援制度はなく、市単独での実施については、財源的に難しい状況にあります。

しかしながら、玉野地区の企業参入の事例については、地元と法人組織が協力して取り組むことにより良好な結果が得られていることから、市といたしましては、他の地区においても、地元の総意と企業の意向が合致すれば、国や県の新規就農に

関する既存補助制度を有効に活用しながら、法人参入に関して積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

### ③ 有害鳥獣被害対策

市は、ワイヤーメッシュ柵が有害鳥獣被害対策の一つであると考えております。国の中山間地域等直接支払事業だけでなく、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事業でも、補助要件を満たせば、ワイヤーメッシュ設置への補助が可能です。地区からの要望があれば、これらの事業を積極的に活用したいと考えております。

しかし、ワイヤーメッシュ柵の設置費用は電気柵と比較して高額であるため、財源の面で、市単独によるワイヤーメッシュ柵への十分な助成は難しいと考えております。

市としては、電気柵設置への助成を維持しつつ、ワイヤーメッシュ柵への補助においては、地域計画作成のための座談会時に行った有害鳥獣被害に関するアンケートの結果を踏まえ、国や県の補助事業の活用について、協議してまいりたいと考えています。

### ④ 収益性の高い作物への転換のための支援策

市は、これまで、相馬市地域農業再生協議会を通して、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、水田活用の直接支払交付金等により、主食用米以外の作物に対する補助を実施しているところであり、国は、主食用米以外の作物に対する補助を強化している現状であります。

市内の耕作者の多くは水稻が中心であり、高収益作物への転換については、機械等の費用の面だけでなく、耕作者自身が高収益作物に関する知識や耕作するための技術を新たに身につけていく必要があります。そのため、福島県やJA等の作物毎の専門的な知識や技術を持った職員との協力体制を強化し、情報共有に務めてまいります。

また、地域で収益性の高い作物に転換したいとの相談があれば、国の高収益作物に対する補助事業の活用等について支援してまいりたいと考えております。

### ⑤ みどりの食料システム戦略の推進

ご存じのとおり、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）は、令和3年7月から施行されました。同法第16条において、市町村及び都道府県は共同して「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成すること」とされていることから、県と共同して「福島県みどりの食料システム基本計画」を令和5年3月31日付で策定しました。

市といたしましては、継続してみどりの食料システム戦略の周知を図るとともに、この戦略に賛同し、取り組もうとする地区があれば、支援してまいりたいと考えております。

### 3 地域計画の着実な実行

#### ① 地域計画の着実な実行

地域計画は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により法定化され、令和6年度末までに目標地区を含め策定し公表する必要があります。

そのため、市では、今年度中に市内全地区で、農業者や関係団体等との意見交換を行うための座談会を開催し、座談会で出た意見を踏まえ地域計画を策定する予定であります。

地域計画については、策定した後においても、国の制度や地区及び農業者の状況の変化等により、随時更新していくものであるため、市といたしましては、策定後も、地区及び農業者の状況把握に努め、地域計画をより現状に即した形にしていきたいと考えています。

令和6年1月26日

相馬市農業委員会

会長 前川 正人 様

相馬市長 立谷 秀清

